札幌市自閉症者自立支援センター及び 札幌市自閉症・発達障害支援センター 管理業務仕様書

第1 で	•	幌市自閉症者自立支援センター及び札幌市自閉症・発達障害支援センターの位置づけ等につ 	
第2		設の管理業務に関する基本的方針	
乔 4			
第3	音:	理物件及び管理の基準	. 1
	1 管:	理物件	. 1
:	2 管	理の基準	. 2
	(1)	開館時間及び休館日	. 2
	(2)	自閉症者自立支援センター等の利用の承認について	. 2
	(3)	利用の制限に関する事項	. 2
	(4)	札幌市個人情報保護条例の適用について	. 2
	(5)	札幌市情報公開条例の適用について	. 2
	(6)	札幌市行政手続条例の適用について	. 3
	(7)	札幌市オンブズマン条例の適用について	. 3
	(8)	札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の適用について	. 3
	(9)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について	. 3
	(10)	その他	. 4
第4	! 業	務の内容と要求水準	. 4
	1 絵:	括管理業務	1
	1 (1)	 管理運営業務の基本方針等	
	(2)	平等利用の確保	
	(3)	地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進	
	(4)	管理運営組織の確立	
	(5)	管理水準の維持向上に向けた取組	
	(6)	第三者に対する委託業務等の管理	
	(7)	札幌市及び関係機関との連絡調整等	
	(8)	財務	
	(9)	苦情対応	
	(10)		
:		設・設備等の維持管理に関する業務	
	(1)	総括的事項	12
	(2)	施設、設備等の維持に関する管理	
	(3)	防災業務	15
;	3 事	業の計画及び実施に関する業務	16
	(1)	札幌市自閉症者自立支援センターに関する業務	16
	(2)	札幌市自閉症・発達障害支援センターに関する業務	16
4	4 施	設の利用等に関する業務	17
	(1)	利用承認等に関する業務	17
	5 管	理業務に付随する業務	17
	(1)	広報業務	17
	(2)	引継ぎ業務	18

	(3)	その他自閉症者自立支援センター等の管理業務に付随する一切の業務	18
第5	そ	の他留意事項	18
	(1)	新たな施設の設置に関する事前協議及び目的外使用許可等について	18
	(2)	改修工事・大規模修繕について	19
別紙	1		20
自	閉症	(者自立支援センター等管理運営業務 業務毎の届出・記録・報告事項一覧	20
別紙	2		24
1	日	常清掃の要求水準	24
	(1)	定期清掃	24
	(2)	対応清掃	24
	(3)	共通	24
2	計	画清掃の要求水準	25
3	廃	棄物収集処理の要求水準	25
別紙	3		26
警	備業	務の標準	26
	1	施設内の秩序維持	26
	2	開館、閉館及び出入りの管理	26
別紙	4		27
保	守点	検業務の標準	27
	1	業務の項目	27
	2	業務の標準	27
別表	•••••		28
札	幌市	i自閉症者自立支援センター等備付物件一覧	28

第 1 札幌市自閉症者自立支援センター及び札幌市自閉症・発達障害支援センターの位置づけ 等について

札幌市では、「さっぽろ障がい者プラン2018 (以下「障がい者プラン」という。)」の計画目標の一つとして「施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実」を掲げ、「施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進」をその基本施策の一つに位置付けている。

札幌市自閉症者自立支援センター及び札幌市自閉症・発達障害支援センター(以下「自閉症者自立支援センター等」という)は、自閉症児(者)が地域で自立した生活を送るため、入所、通所により自閉症児(者)の自立性を高める支援を行い、自閉症等による発達障がいのある方及びその家族に対し、専門的な相談等の支援を行うことを目的として設置された。このため、自閉症者自立支援センター等の管理運営を通じては、以下の成果をあげることを目指している。

- (1) 自閉症児(者)の地域への移行に向け、自立性を高める支援を行う。
- (2) 自閉症等による発達障がいのある方及びその家族からの相談に応じ、支援を行う。
- (3) 関係施設、関係機関等に向けた普及啓発や研修を行い、発達障がいに関する知識の向上を目指す。

第2 施設の管理業務に関する基本的方針

自閉症者自立支援センター等の管理運営にあたっては、次の基本方針に沿って行うこと。

- (1) 札幌市の公の施設であることを常に念頭におき、市民の福祉の増進に努め、市民の公平な利用に供するよう管理運営を行うこと。
- (2) 札幌市障害者福祉施設条例(平成18年条例第40号。以下「施設条例」という)及び札幌市自閉症・発達障害支援センター条例(平成16年条例第39号。以下「センター条例」という)を遵守し、第1に挙げた施設の設置目的等に資するよう適切な管理運営を行うこと。
- (3) 障がい者プランに定める目標の達成その他札幌市の障がい福祉施策との整合性を図りながら施設の管理運営を行うこと。
- (4) サービス水準の維持向上に努め、安定的かつ継続的なサービスの提供がなされるよう管理運営を行うこと。
- (5) 利用者や地域住民の声を常に把握し、施設の管理運営に反映させること。
- (6) 最少の経費で最大の効果を挙げるよう管理運営の効率化に努めること。

第3 管理物件及び管理の基準

- 1 管理物件
- 施設の名称

ア 札幌市自閉症者自立支援センター

- イ 札幌市自閉症・発達障害支援センター
- (2) 施設の所在地

札幌市東区東雁来12条4丁目1番5号

(3) 建物の構造等

構造・規模:鉄筋コンクリート造 地上2階建

敷地面積:13,000.03㎡ 延床面積:3,091.75㎡

主要施設:入所施設、デイサービスセンター、体育館、地域交流スペース、相談支援

用スペース等

施設平面図等:別添のとおり

備品:別表のとおり

2 管理の基準

(1) 開館時間及び休館日

入所施設を除く施設の開館時間及び休館日は次のとおり。

開館時間	午前8時45分から午後5時15分まで						
休 館 日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)						
	に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日						
	まで						

※特に必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。この場合、札幌市に事前に連絡すること。

(2) 自閉症者自立支援センター等の利用の承認について

施設の利用の承認は、施設条例、センター条例、札幌市障害者福祉施設管理規則(平成18年規則第93号)及び障害者支援施設等利用待機者への対応について(平成18年11月22日付北海道保健福祉部長通知)に定めるところにより行うこと。

(3) 利用の制限に関する事項

ア 施設条例第9条各号及びセンター条例第4条各号に定める場合には、利用を拒むことができる。

イ 施設条例第10条各号及びセンター条例第4条各号に定める場合には、利用承認の 条件を変更し、又は利用の停止を命じ、若しくは利用の承認を取り消すことができる。

ウ 施設条例第11号各号及びセンター条例第4条各号に定める場合には、自閉症者自立支援センター等に入館しようとする者の入館を禁じ、又は入館している者に自閉症者自立支援センター等の利用の停止若しくは自閉症者自立支援センター等からの退館を命じることができる。

(4) 札幌市個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号)第46条の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、札幌市と同等の責務(収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等)が課せられるほか、後日、札幌市と締結する協定において、札幌市から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じること。

(5) 札幌市情報公開条例の適用について

指定管理者には、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第22条の2の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、札幌市から管理業務等に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じること。

なお、情報公開に係る事務処理については、札幌市指定管理者情報公開要綱(平成15年12月15日助役決裁)及び札幌市出資団体等情報公開要綱(平成12年3月30日市長決裁)に定めるところにより行うこと。

(6) 札幌市行政手続条例の適用について

- ア 指定管理者は札幌市行政手続条例(平成7年条例第1号)第2条第4号の「行政庁」 に該当するため、利用承認等の行政処分は、同条例の定めに従って行うこと。
- イ 利用承認等の審査基準及び標準処理期間を定める場合は、札幌市の基準等に準じた内容とし、札幌市に届け出ること。
- ウ 利用承認の取消し等の不利益処分を行う場合において意見陳述のための手続を行う ときは、札幌市に対して事前に通知し、手続終了後に経過及び結果について報告するこ と。
- エ 聴聞の手続に関する必要な事項について、札幌市聴聞等に関する規則(平成6年規則第51号)に準じた内容の聴聞規則等を定め、札幌市に届け出ること。

(7) 札幌市オンブズマン条例の適用について

指定管理者は札幌市オンブズマン条例(平成12年条例第53号)第20条の規定により、オンブズマンが、苦情等の調査のため必要があると認めたときに実施する質問、事情聴取、又は実地の調査について協力するよう努めること。

(8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の適用について

指定管理者は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第6条の「事業者」、第7条第2項の「公共事業等に係る契約の相手方」にあたることから、条例の基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。具体的な取組については、以下の通り。

- ア 施設が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。以下同じ。)の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。なお、施設利用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)や暴力団関係事業者(暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者。以下同じ。)などであるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って必要な対応を行うこととし、その際は、原則、札幌市に相談し、その指示に従うこと。
- イ 協定に関連する契約(第三者への委託、物品調達等)について暴力団員や暴力団関係 事業者を相手方としないこととする。また、既に締結している契約の相手方が暴力団員 又は暴力団関係事業者であると判明した場合、直ちに札幌市に報告し、その指示に従う こと。既に締結した契約の相手方又はこれから契約を締結しようとする相手方が暴力団 員又は暴力団関係事業者であるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる 照会事務マニュアル」に従って対応することとし、その場合は、原則、札幌市に相談し、 その指示に従うこと。

(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第6

5号。以下「障害者差別解消法」という。)における「民間事業者」の区分に該当し、「障がい者への合理的配慮」について努力義務を課されているが、指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、法的義務を課されている国・地方公共団体等行政機関である札幌市に準じた対応を行うこと。具体的な取組については、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」(対応方針)及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」(接遇要領)を参照すること。

(10) その他

- ア 管理業務等を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、札幌市 内の企業等の積極的な活用に努めること。
- イ 管理業務等を行うに当たり、職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に努めること。
- ウ 第三者への委託、物品の調達に係る支払は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」第6条に準拠するよう努めること。

第4 業務の内容と要求水準

自閉症者自立支援センター等の業務内容と業務毎の要求水準は、以下のとおりとする。 なお、以下に記載する項目のうち、業務の計画を作成することとしているものについては、 札幌市との協議のうえ、その内容を決定する。

1 総括管理業務

サービス水準の向上及び経費の節減に向けた適切な管理運営を確保するため、各業務の全体を統括する。

管理運営業務の基本方針、事業目標、平等利用を確保するための方針及び取組項目、管理運営のための組織、職員配置計画、職員採用計画、職員の勤務形態、勤務条件、人材育成・研修計画、労働関係法令に関する規定及び届出の内容、雇用環境の維持向上に向けた取組、情報共有、業務の見直し、改善に関する取組の具体的内容、第三者に対する委託の適正を確保するための方策、運営協議会に関する事項、資金管理に関する基本的な考え方と現金等取扱規定、現金等の取扱に関し事故、不祥事を未然に防ぐ仕組み、苦情対応の仕組み、セルフモニタリングの方法及び仕組み、等の具体的内容は以下のとおりとする。

(1) 管理運営業務の基本方針

自閉症者自立支援センター等の管理運営に関して、指定管理者としての基本方針を策定する。

◇要求水準

- ア 自閉症者自立支援センター等の管理運営に関して、第1で挙げた施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針を明確化すること。
- イ 基本方針の策定にあたっては、施設運営の透明性を確保するよう特に留意すること。 ウ 策定する基本方針等を踏まえた自閉症者自立支援センター等の事業目標を明確化 すること。

(2) 平等利用の確保

自閉症者自立支援センター等における平等利用を確保するための方針及び取組項目を明確化し、各取組を実施する。

◇要求水準

上記方針及び取組項目として明確化する内容には次の内容を含むこと。

- ・平等利用を確保する上での指定管理者としての基本的な方針
- ・上記方針を具体化する上での統括責任者の役割、職員の心構え
- ・自閉症者自立支援センター等において不当な差別的取扱いに該当するおそれのある 行為等
- ・これらの行為等を発生させないように組織として対応する取組項目
- ・その他、平等利用確保に際しての留意事項等
- ※平等利用の基本的な考え方については、地方自治法第244条第3項、事務処理要綱第5-3-(1)、及び第1に記載した自閉症者自立支援センター等の設置目的、位置づけを参照すること。

(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進

管理業務を行うにあたっては、札幌市環境マネジメントシステムを通じて、地球温暖 化対策及び環境配慮の推進に努めること。

◇要求水準

- ア エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)を遵守し、自閉 症者自立支援センター等におけるエネルギー使用を適切に管理し、その合理化を進め ること。
- イ 電気、水道、石油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- ウ ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- エ 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。
- オ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心掛けること。
- カ 管理業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従うこと。
- キ 業務に係る従業員に対し、環境マネジメントに関する研修を行うこと。
- ク 業務に係る環境法令を確実に遵守できる体制を確立すること。
- ケ 省エネルギーに係る業務計画として、管理業務の開始後速やかに次の資料を作成し、 札幌市に提出するほか、毎年度、別紙1に示す報告書類を提出すること。
 - ・「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成2 1年3月31日経済産業省告示第66号)」に規定する各管理標準

(4) 管理運営組織の確立

ア 責任者の配置、組織の整備

自閉症者自立支援センター等の管理運営業務に関して統括的に責任を負う者(以下「統括責任者」という。)を1名配置するとともに、その職務代理者を定める。

また、自閉症者自立支援センター等の管理運営業務を適切に行い得る組織を整備・維持し、その内容を一覧できる組織図を作成する。

◇要求水準

(ア) 統括責任者は、自ら定めた管理運営の基本方針の具体化を始めとして、札幌市 と指定管理者との協議、必要な報告、その他本仕様書に示す業務の全体(以下「本 業務」という) を統括するとともに、本業務に関する札幌市その他との対外的な 協議等について、責任を持って一元的に対応すること。

- (イ) 職務代理者は、統括責任者がその職務を担えなくなった際に、統括責任者を代理すること。
- (ウ) 組織の整備にあたっては、本仕様書に示す各業務の分担、指揮命令系統、緊急 時の連絡系統、その他必要な内容を規定すること。

イ 従事者の確保、配置

自閉症者自立支援センター等の管理運営業務を適切に行うために必要な従事者(以下「職員」という。)を確保する。また、職員の配置計画を作成し、各職員に業務を割り当て、アで整備した各組織に配置する。

職員の賃金については、収支計画書(募集要項 様式4-4)に記載した最低時給額を 下回らないこと

◇要求水準

管理運営の開始日以降指定期間の満了日に至るまで、本業務に必要な職員を、職員の休暇等の場合も含め業務に支障が生じないように確保し、当該職員が担当する業務内容を明確にした上で、適切な担当部署に配置すること。

ウ 人材の育成

業務に支障が及ばないよう万全を期するため、職員に対して、業務上必要とされる研修、指導教育(以下「研修等」という。)を実施する。

研修等は、各年度の実施計画(以下「研修計画」という。)に基づき実施する。なお、研修は、指定管理者が自ら行うものの他、公的機関その他の組織が行う研修等に従事者を派遣して行うことも可能とする。

◇要求水準

- (ア) 研修等を通じて、職員が割り当てられた業務を完全に理解し、その実施に支障が生じない状況を確保すること。なお、理解すべき内容としては、少なくとも次の内容を含むものであること。
 - ・各職員が行うべき業務の内容及び責任、利用者への接遇、業務上遵守すべき関係法令・条例・規則等の規定内容、防火・防災対策、環境への配慮、その他業務に必要な知識や技術、心構え等
- (イ) 研修計画には、次の内容を含むこと。
 - ・研修等の実施方針
 - ・研修等の実施項目、各項目の概要、実施スケジュール

エ 労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上

自閉症者自立支援センター等における市民サービスの水準を維持向上させるとともに、雇用の確保を図るため、職員の雇用に関する関係法令を遵守し、必要な規定の作成や届出等を行うとともに、雇用環境の維持向上に努める。

- (ア) 職員の雇用に関しては労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、その他自閉 症者自立支援センター等の管理運営にあたり関連する労働関係法令を遵守し、就 業規則その他の必要な規定等を整備するとともに、必要な届出を監督官庁に行う こと。
- (イ) 職員に対する給与、賃金等の支払を適切に行うこと。
- (ウ) 職員個々が市民サービスの向上、管理経費の縮減に意欲を持って取り組めるよう、安全衛生やコミュニケーション、ワーク・ライフ・バランスの推進を含め、 十分な労働環境を整えること。

(5) 管理水準の維持向上に向けた取組

自閉症者自立支援センター等利用者のニーズに柔軟に対応するとともに、安全性、効率性、その他自閉症者自立支援センター等の管理水準を維持向上させていくため、組織内では常に情報を共有するとともに、各業務について見直しを行い、改善を図る。

◇要求水準

- (ア) 情報の共有方法を明確化し、必要な情報を職員が十分に把握していること。
- (イ)業務の見直しを行う方法を明確化し、定期的に見直しを行うこと。特に、事故防止 については、見直し、改善を含め、日常的に組織的取組を行うこと。

(6) 第三者に対する委託業務等の管理

ア 第三者に対する委託業務等における適正の確保

募集要項5-(9)-ウに示す第三者に対する委託を行う業務の実施にあたり、適正を確保する。

◇要求水準

- (ア) 第三者に対する委託を行う場合には、軽微なものを除き札幌市の承認を得ること。
- (4) 第三者に対する委託を行う場合には、相手方となる事業者(以下「受託者」という)が、委託した業務の履行にあたり自閉症者自立支援センター等の管理運営における市民サービスの向上について配慮するとともに、利用者の安全を十分に確保するよう仕様等を作成すること。
- (ウ) 第三者に対する委託は指定管理者の責任において行うものであることについて、 受託者の十分な理解を確保すること。

イ 第三者に対する委託の相手方となる事業者への適切な監督、履行確認

受託者に対しては、指揮監督を徹底するとともに、必要な履行確認を行う。

◇要求水準

- (ア) 受託者との契約にあたり、受託者に対して必要な指揮監督を行う部署及びその 責任者、受託者側の責任者を明確にし、指揮命令系統及び連絡系統を確立すること。
- (イ) 委託した業務が当該契約に基づき適切に行なわれるよう、必要な指導、指示、 検査及び確認を行うこと。
- (ウ) 受託者に対し、委託した業務に関連する労働関係法令を遵守するよう、適切な 監督、指導を行うこと。
- (エ)受託者に対して、自閉症者自立支援センター等の業務を行うために必要な従事者の法令遵守状況及び労働環境(賃金、労働時間、各種保険の加入状況、健康診断の実施状況等)に関わる情報提供を求めること。ただし、個人情報保護の観点等から情報の収集が困難な場合は、その状況、経緯等について札幌市に報告を行い必要な指示を仰ぐこと。

ウ 協定に関連する契約の相手方からの暴力団員又は暴力団関係事業者の排除

暴力団員又は暴力団関係事業者を協定に関連する契約の相手方としないために、必要な対応を行う。

◇要求水準

(ア) 第3-2-(8) - イに定める対応を行うこと。

(7) 札幌市及び関係機関との連絡調整等

ア 札幌市等との連絡調整

札幌市、指定管理者、利用者団体、地元自治会、外部有識者等で構成する自閉症者 自立支援センター等運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。運営協議 会においては、管理業務の状況の報告、管理運営水準の維持向上に向けた協議を行う。

◇要求水準

- (ア) 運営協議会は指定管理者の主催により年1回以上開催すること。
- (イ) 運営協議会の運営は指定管理者が行うこと。また、運営協議会では以下の項目 について協議等を行うこと。

〈協議等の項目〉

- ・本業務の報告と自閉症者自立支援センター等の管理運営上の問題点や改善に関する事項
- ・施設の管理運営に係る各種規程、要綱、マニュアル等を新たに作成する場合の 概略
- ・本仕様書において運営協議会での協議を必要とする旨が記載されている項目
- ・その他、自閉症者自立支援センター等の市民サービスや管理水準の維持向上に 向けた取組
- (ウ) 運営協議会の内容は記録するとともにその要旨を札幌市に確認すること。また、 必要に応じてその要旨を施設内に掲示すること。

イ 関係機関との連絡調整

本業務の遂行に当たり、利用者団体、地元自治会、その他関連する団体、組織、機関等との良好な関係を維持するとともに、必要に応じ連絡調整を行う。

◇要求水準

常に、本業務の円滑な遂行に関して必要となる関係機関等と連絡調整を行うこと。

ウ 指定管理者の表示

指定管理者が行政庁としての行為を行う場合には、指定管理者であることを明らかにする。

◇要求水準

(8) 財務

ア 資金管理

自閉症者自立支援センター等の安定的かつ効率的な管理運営を確保するため、本業務に関する資金(協定書に定める管理費用、利用料金その他の収入。以下「管理費用等」という。)を適切に管理する。

- (ア) 本業務を行うに当たっては、指定管理者が行っている他の事業と経理を明確に 区分し、年度ごとに収支その他経理に関する記録等を整備すること。
- (イ) 本業務に係る経費の収支については、独立した預金口座により管理すること。

(ウ) 管理費用等の適切な管理を第三者による監査などの客観的な方法で点検・確認すること。

イ 現金等の適正な取扱

利用料金収入等の現金等が不適切に取り扱われることの無いよう、現金等の取扱に関する規定(以下「現金等取扱規定」という)を整備し、運用する。

◇要求水準

- (ア) 現金等取扱規定には、以下の項目に関する規定を含むこと。 なお、複数の規定類により各項目について規定していても差し支えない。
 - ・現金の取扱に関する管理体制
 - ・現金の取扱事務の運用手続
 - ・現金の保管方法
 - ・銀行口座の管理方法
 - ・金券類の管理等の適切な取扱
 - ・以上の現金等の取扱に付随する帳票、経理書類の様式
- (イ) 現金等取扱規定においては、現金等の取扱に関し事故、不祥事を未然に防ぐ仕組みを構築し、運用すること。
- (ウ) 現金等の取扱に関して、事故、不祥事が発生した場合には、当該事実を確認した日時、事実の概要を記録するとともに、当該事実等について即時に札幌市に報告すること。

(9) 苦情対応

施設の管理に関する利用者その他の市民からの要望、苦情等(以下「苦情等」という。) に迅速かつ適切に対応し、その結果を札幌市に報告する。

◇要求水準

- (ア) 苦情等への対応手続を文書により整備すること。また、職員が、当該手続の内容を 十分に理解していること。
- (イ) 苦情等を受け付ける担当部署を明確化し、利用者、その他必要な者に対して十分に 周知していること。なお、利用者等からの申し出があった場合には、当該担当部署と は異なる部署においても苦情等は受け付けること。
- (ウ) 苦情等を受け付けた場合は、その内容に応じて必要な対応を行うこと。
 - a 指定管理者のみで対応が可能なものについては、適切な対応を行った上で、月次報告などにより札幌市に報告すること。
 - b 指定管理者のみでは対応が難しいもの、札幌市の判断を要するものについては、 速やかに札幌市に相談し、その指示に従うこと。
- (エ) 市政に関し、指定管理者の業務には全く関わりの無い苦情等があった場合には、速 やかに札幌市に報告すること。
- (オ) なお、札幌市は、札幌市になされた苦情等の対応上必要と認めるときは、指定管理 者に対し報告を求め、現地を調査し、又は必要な指示を行う。

(10) 記録・モニタリング・報告・評価

ア記録

指定管理者は、本業務の実施に関する記録・帳簿等を整備、保管し、指定期間の満

了時や指定の取消時には、札幌市又は次期指定管理者に速やかに引き継ぐ。

◇要求水準

以下の帳簿等を常に整備し、これらを5年間保管すること。ただし、5年が経過する前に、指定期間が満了し、又は指定が取消された場合は、札幌市の指示に従い、 札幌市又は次期指定管理者に速やかに引き継ぐこと。

- 事業日誌
- ・管理業務に関する諸規定
- 文書管理簿
- 各年度の事業計画書及び事業報告書
- ・収支予算及び収支決算に関する書類
- ・金銭の出納に関する帳簿
- ・物品の受払に関する帳簿(別紙5に記載する備品及びその他の備品で指定管理 者が調達したものについてそれぞれ明示し、その受払について記載したもの)
- ・以上のほか、別紙1に示す本仕様書に規定する業務に関する記録書類、及び札 幌市が必要と認める書類

イ セルフモニタリング

指定管理者は、自閉症者自立支援センター等の管理運営業務の実施状況及び利用者 や地域住民の声について、自ら監視・測定(以下「セルフモニタリング」という。)を 行う。

◇要求水準

- (ア) 業務の全体に関して、以下の内容を含むセルフモニタリングを行うこと。
 - a 利用者満足度の測定等
 - ・利用者アンケート調査を行い、施設利用者の施設利用に係る満足度等を測定するとともに、意見、要望等を把握する。
 - ・調査は、公正な方法で行うこと。
 - ・利用者アンケート調査には、自閉症者自立支援センター等の利用による総合的 な満足度、第1で挙げた自閉症者自立支援センター等が目指す成果の実現や課 題の解決等の進捗、職員の接遇等を把握できる調査項目を盛り込むこと。
 - ・調査結果については、集計・整理後速やかに札幌市に文書及び電子データにより報告するとともに、自閉症者自立支援センター等の利用者にも掲示により周知すること。
 - ・調査に当たっては、個人情報保護条例の遵守を徹底すること。
 - ・総合満足度及び職員の接遇についての満足度に関する利用者アンケートについては、以下の通り実施すること。

<調査対象>

施設利用関係者

<調査標本数>

利用者等の80%以上から回答が得られるよう努めること。

<調査頻度>

年に1回以上実施すること。

<質問及び選択肢>

・総合満足度に関するアンケート

質問: 当施設の総合的な満足度は次のどれに当てはまりますか。

回答選択肢 ア とても満足

イ まあ満足

ウ普通

エ 少し不満

才 不満

・職員の接遇についての満足度に関するアンケート

質問: 当施設の職員の接遇に関してどのように感じましたか。

回答選択肢 ア 大変良かった

イ まあよかった

ウ普通

エ あまりよくなかった

オ 悪かった

- b 苦情等の整理、分析
- ・施設利用者、地域住民、その他からの苦情や要望は、その内容に従い分類し、 件数及び内容の傾向等を分析する。
- ・当該分析結果は随時、札幌市及び協議会において報告した上で、施設内に掲示すること。

また、随時作成した分析結果を活用して、別途、年度単位の分析を行うこと。 c 各業務のセルフモニタリング

- ・別紙1に記載した各業務の記録の作成等を行うこと。なお、業務の実施方法等と合わせて記録・測定等の方法を集約するなど、合理化を図ることもできる。 ただし、この場合にも、別紙1に記載した内容は含むこと。
- d業務・財務検査項目の自己チェック
- ・半年に1回程度、札幌市が示すチェックリストを用いて、業務や財務に関する 自己チェックを実施し、その結果を記録し、また、改善が必要な項目がある場 合、その改善提案を含め札幌市に報告すること。なお、改善提案を行った項目 については、札幌市への報告後1か月以内に再度確認し、札幌市に報告するこ と。

eその他

- ・a、b、c、dに挙げたほか、各業務の要求水準に記載した項目について自ら実施 手法を提案し、札幌市の承認を得た上でセルフモニタリングを行うこと。
- (4) 利用者アンケート調査結果については、以下の項目毎の水準を超えること。
 - ·総合満足度:80%
 - ・接遇に関する満足度:80%

ウ 事業等の報告

指定管理者は、以下の報告書類を協定で定めるところにより提出するほか、別紙1 に示す報告書類、その他札幌市が要求する報告書類について、適宜提出する。

- (ア) 毎年度終了後に提出する報告書類
 - ・当該年度の管理業務の実施状況報告書(自閉症者自立支援センター等の利用状況、利用の承認等の状況、利用料金の収入状況、環境への配慮に係る取組状況等)

- ・当該年度の管理にかかる収支決算書
- ・当該年度の団体の経営状況を説明する書類(収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類)
- ・自閉症者自立支援センター等利用に係る各種統計書類
- (イ) 毎月終了後に提出する報告書類
 - ・当該月の管理業務の実施状況報告書(自閉症者自立支援センター等の利用状況、 利用の承認等の状況)

エ 札幌市の検査・確認・要請に対する対応等

指定管理者は、施設の管理運営の一切に関する札幌市の検査・確認・要請等に誠実に対応する。

なお、検査・確認等の結果、指定管理者の業務が協定書に定める管理運営業務の基準を満たしていないと判断した場合は、札幌市は、指定管理者が必要な改善措置を講ずるよう指示等を行うことがあるので留意すること。

◇要求水準

- (ア) アに挙げた帳簿等、その他管理運営及び経理状況に関する帳簿類は常に整理し、 札幌市からこれらに関する報告や現地調査を求められた場合には、速やかに指示 に従い、誠実に対応すること。
- (イ) 札幌市は、ウに挙げた報告書類等の検査、定期的又は随時の現地調査(給与・賃金等の支払状況や口座残高の確認等の財務検査を含む)、その他管理の基準、管理業務に関する仕様書等に基づき、指定管理者が業務を適切に実施しているかの検査、確認を行うので、指定管理者は、これらの検査等に協力すること。

才 事業評価

指定管理者は、施設の利用状況、セルフモニタリングの結果等を踏まえ、札幌市が 定めるところにより、管理業務の自己評価を行い、毎年度事業報告書の提出にあわせ て札幌市に報告する。

◇要求水準

- (ア) 評価は、統括責任者が中心となり、可能な限り利用者と直接接する職員の意見 等も反映させることのできる方法により行うこと。
- (イ) 札幌市は、指定管理者の自己評価をもとに、指定管理者の業務評価を行い、その結果に基づき必要な指示等を行うとともに、評価の結果を公表する。

札幌市が公表した評価結果については、施設内に掲示すること。

※なお、札幌市は、必要なサービス水準の確保、その他施設の管理運営に関し必要があると認めたときは、利用者ニーズを把握するための調査を行う場合がある。

2 施設・設備等の維持管理に関する業務

(1) 総括的事項

ア 利用者等の安全確保、市民サービスの向上への配慮等

各業務の実施にあたっては、利用者等の安全確保を第一に優先するとともに、市民 サービスの向上について十分に配慮する。

また、法令の遵守を徹底するとともに、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理する。

◇要求水準

(ア) 各業務に関して、自閉症者自立支援センター等利用者、近隣住民、職員、その 他業務に関連する者の安全が十分確保されること。

- (イ) 各業務を実施する際に、利用者の施設利用の支障にならないよう配慮するとと もに、利用者に対し業務の実施について十分に案内すること。
- (ウ) 必要な場合には、法令等に従い当該要件を満たす有資格者により作業が行われること。
- (エ) 拾得物の取扱を適正に行うこと。
- (オ) 災害、救急にかかる対応を適切に行うこと。

イ 連絡体制の確保

各業務に関する連絡体制を確保する。

◇要求水準

- (ア) 開館時間中については、各業務に関して必要な連絡先を利用者に対し十分に案内すること。また、各業務に応じて、利用者等、職員からの連絡が必要な場合には、常に最短の時間で連絡可能な状態が維持されていること。
- (イ) 開館時間外について、利用者、地域住民等からの連絡等があった場合に、必要 に応じて職員に連絡される体制が確保されていること。

ウ 損害賠償保険の加入

管理業務の実施に当たり、指定管理者の故意又は過失により札幌市又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者が賠償責任を負うことになるため、指定管理者においては、次に掲げる内容を補償する損害賠償責任保険に加入すること。

(ア)対象: 自閉症者自立支援センター等内における維持管理期間中の法律

上の賠償責任

(1) 対人補償: 300,000千円(ウ) 対物補償: 300,000千円

(エ) 期間 : 指定管理者の指定期間

(オ) その他 : 被保険者を指定管理者(指定管理者から委託を受けた者を含む)

及び札幌市とし、交差責任担保特約を付ける。

(2) 施設、設備等の維持に関する管理

ア 清掃業務

施設の快適な環境を保つため、日常清掃、計画清掃、廃棄物収集処理を行う。

日常清掃では、毎日、定期的に行う清掃(以下「定期清掃」という。)、施設利用者 等からの連絡、要求に基づき行う清掃(以下「対応清掃」という。)を行う。

計画清掃では、日常清掃で行うことが困難な清掃を計画的に行う。

廃棄物収集処理では、施設運営に伴い排出されるゴミ、廃棄用紙、段ボール、資源物等を定期的に収集、処理する。

◇要求水準

(ア) 日常清掃:別紙2-1のとおり

(4) 計画清掃:別紙2-2のとおり

(ウ) 廃棄物収集処理:別紙2-3のとおり

イ 警備業務

施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人心の安全を図り、もって円滑な管理運営を行う。

このため、指定管理者は、警備計画を作成し、当該計画に従い以下の業務を行う。

- 鍵の管理
- ・開館時及び閉館時の開場、施錠及びシャッターの開閉

- ・出入管理
- ・施設の秩序維持
- ・その他下記要求水準を達成するために必要な業務

なお、業務内容は常駐警備とし、対象区域は自閉症者自立支援センター等施設及び 敷地とする。

◇要求水準

- (ア) 警備計画には、次の内容を含むこと。
 - ・警備員の配置及び配置毎の日常的な業務内容、スケジュール
 - ・緊急時の対応手順
- (4) 警備業法、消防法、労働安全衛生法などの関係法令を遵守すること。
- (ウ) 自閉症者自立支援センター等利用者に不快感・威圧感を与えないこと。
- (エ) 個別業務の標準は別紙3のとおりとする。

ウ 施設及び設備の保守点検業務

施設及び設備(以下「施設等」という。)の全般の機能を良好に維持管理するとともに、施設等の劣化を早期に発見し、措置するため、日常点検、定期点検、その他必要な保守点検業務を実施する。

◇要求水準

- (ア) 施設等が所要の性能を発揮する状態を維持すること。
- (イ) 点検の結果設備の部品、消耗品等の交換が必要となる場合には、速やかに交換すること。
- (ウ) 施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設等の安全性を確保すること。
- (エ) 業務の対象となる施設等と業務の標準は別紙4のとおりとする。

工 修繕

施設等の全般の機能を良好に維持管理するとともに、施設管理上のトラブルが原因で市民等の利用に支障が生じることのないよう、施設等全般について、破損、故障等が発生した場合又は短期間のうちに確実に破損、故障等が発生すると見込まれる場合(以下「破損、故障が発生した場合等」という。)は、速やかに修繕を行う。

- (ア) 利用者等から破損、故障等の発生について連絡を受けた場合においては、速やかに実際の状況を確認すること。
- (4) (7) の場合も含め、破損、故障が発生した場合等には、応急処置、修繕費用・期間、原因の調査など、必要な初期対応を行うこと。また、当該対応の結果について、遅滞なく札幌市に報告すること。
- (ウ) 修繕を行うにあたり第三者と委託契約を締結する際には、札幌市契約規則及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領(平成20年3月28日財政局理事決裁)第91条に準じて、軽微なもの、緊急を要する場合などを除き原則として複数の団体から見積等を徴すること。また、修繕等を行うに当たっては、緊急に実施する必要のある場合を除き、事前に札幌市の承認を得ること。なお、緊急に実施した修繕については、実施後10日以内にその概要を札幌市に報告すること。
- (エ) 施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設等の安全性を確保すること。

才 備品管理

札幌市が備え付ける備品(事務機器を含む)は別表のとおりとする。これらの備品は、市民等の利用に支障が生じることのないよう、常に保守点検、清掃等を行うとともに、不具合の生じた備品について、修繕を行う。

また、施設の管理運営にあたっては、指定管理者と札幌市とは備付けの備品(別表)について物品使用貸借契約を締結するものとする。

なお、備付けの備品(別紙5)の購入及び廃棄は、札幌市において行うこととする。

◇要求水準

- (ア) 備品は所要の性能を発揮する状態を維持すること。
- (イ) 利用者等から備品に関する不具合の連絡を受けた場合、速やかに実際の状況を確認し、修理、説明、代用品の確保、原因の確認など、必要に応じた対応を行うこと。
- (ウ) 別表に記載する備品は指定期間が満了するまでに全件が対象となるよう計画を 立て、その有無及び状態を点検すること。

(3) 防災業務

地震、火災、風水害等の災害(以下「災害等」という)及び事故による傷病等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災計画を定めるとともに、日ごろから訓練を行い、利用者、職員等の安全確保を図る。

なお、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、災害等が発生した場合には、事実上避難者が集まることがある。その際は、施設の安全を確認した上で一時的に避難者を収容するとともに、区災害対策本部に連絡し指示を受けること。また、事後的に、指定避難所として指定され、避難所運営の支援など通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることから、避難者の安全管理等の運営の対応については、「札幌市避難所運営マニュアル」にて、確認すること。

- (ア) 災害等の緊急事態が発生した場合には、防災計画に基づき、被害が最小になるよう に迅速かつ最善の対応を取るとともに、発生の状況、その他必要な事項について直ち に札幌市に報告すること。
- (イ) 防災計画には、以下の内容を含むこと。
 - 防災業務の実施方針
 - ・災害等が発生した場合の統括対応部署とその役割。その他の部署の役割分担と連絡系統
 - ・災害等による被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及びその他の日常から の対策
 - ・自閉症者自立支援センター等における事故による傷病等の想定項目
 - ・事故による傷病等を未然に防ぐための方策
 - ・万一事故等が発生した場合の対応方法(医療機関その他関係機関との連携を含む。)
 - ・休館日の災害等への対応体制
- (ウ) 防災業務の実施に当たっては、次の内容に留意すること。
 - ・自閉症者自立支援センター等利用者の安全を最優先で確保すること。
 - ・職員の安全、近隣住民への対応や関係機関との連携協力に十分に配慮すること。

- ・開館中に災害等が発生した場合に、職員が必要な初動対応及び連絡等を行える状況を維持すること。
- ・開館中を除く時間帯に災害等が発生した場合に、必要な連絡体制及び損害、被害 の確認を行う体制を確立していること。
- (エ) 利用者等の急な傷病に適切に対応できるよう、近隣の医療機関との連携体制や職員 による応急救護体制を確立していること。
- (オ) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号) に規定される防火管理者ないし防災管理者の選任、消防計画の策定及びその実施を通じて、消防法及び関係法令に規定される防火管理又は防災管理を徹底すること。

3 事業の計画及び実施に関する業務

自閉症者自立支援センター等の設置目的である「自閉症児(者)が地域で自立した生活を送ること」を達成するための事業を企画・立案し、実施する。

(1) 札幌市自閉症者自立支援センターに関する業務

ア デイサービスセンター

◇要求水準

- (ア) 施設条例第2条第1号に規定する事業を実施すること。
- (イ) その他、施設利用者の利便性に配慮し、最寄の公共交通機関の駅から施設までの送 迎を実施すること。

イ 入所施設

◇要求水準

施設条例第2条第6号に規定する事業を実施すること。

(2) 札幌市自閉症・発達障害支援センターに関する業務

センター条例第2条及び「発達障害者支援センター運営事業の実施について(平成17年7月8日障発0708004厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に規定する事業を実施すること。

ア 相談支援に関する業務

◇要求水準

発達障がい児(者)及びその家族、支援者等からの相談に応じ、本人やその家族が自らの足で進めるようなサポートを心がけること。

なお、相談支援は、来所による面談を基本とするが、訪問による面談や電話、インターネット等による相談に対して、相談者のニーズや相談内容に応じて弾力的な対応を図ること。

イ 発達支援に関する業務

◇要求水準

発達障がい児(者)及びその家族に対する発達支援に関する相談を実施し、家庭での 支援方法に関する指導又は助言、並びに情報提供を行うとともに、必要に応じて、医療 機関、児童相談所及び知的障害者更生相談所等と連携を図り、発達障がい児(者)の医 学的な診断及び心理的な判定を行うこと。

なお、夜間等の緊急時や行動障がいにより一時的な保護が必要となった場合には、短

期入所事業の利用者として一時的な保護を行うこと。

ウ 就労支援に関する業務

◇要求水準

就労を希望する発達障がい児(者)に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を 行うとともに、必要に応じて公共職業安定所等の労働関係機関との連携を図ること。

エ 普及啓発及び研修に関する業務

◇要求水準

発達障がいのそれぞれの特性及び対処方法等について解説したパンフレット等を作成し、発達障がい児(者)に関する理解の促進に努める。

また、発達障がい児(者)に対する取り組みを積極的に進めるための研修や、成人当 事者への研修など、各種研修を実施すること。

オ 連携に関する業務

◇要求水準

札幌市内及び札幌市に関係する機関から支援の申込みがあった場合は、アセスメント や個別支援計画の作成、支援方法に対する助言や研修会等の支援を行うこと。

また、ホームページ等を活用し、機関支援について随時情報提供を行うこと。

4 施設の利用等に関する業務

札幌市自閉症者自立支援センター及び札幌市自閉症・発達障害支援センターの利用承認等に関する業務を行う。

(1) 利用承認等に関する業務

自閉症者自立支援センター等の利用に関して、以下の業務等を行う。

- ・施設の利用申込の受付及び利用の承認又は不承認
- ・利用料金の徴収事務
- 利用の制限その他施設の秩序維持

◇要求水準

- (ア) 平等利用を確保すること。
- (イ) 利用の承認、不承認は、施設条例第5条及び第9条に基づき行うこと。
- (ウ) 利用料金等の徴収を、前第4-1-(8)-イにより整備する現金等取扱規定に基づき適切に行うこと。
- (エ) 施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。(第3-2-(8)-r 参照)

5 管理業務に付随する業務

上記管理業務に付随する業務を行う。

(1) 広報業務

指定管理者は、札幌市と連携しながら、リーフレット、情報誌の作成・配布、インターネットホームページの開設・更新、その他の必要な施設の PR や情報提供を行う。

◇要求水準

(ア) 情報誌は市内で地域的な偏りの無いよう配布すること。

- (イ) 情報誌には、自閉症者自立支援センター等の利用案内や実施事業の案内等のほか、 札幌市の施策に関する情報を掲載すること。
- (ウ) ホームページには、問い合わせ先(電子メールアドレス及び電話番号)、業務内容を 掲載すること。
- (エ) 指定管理者がホームページのアクセス件数を把握できる環境とすること。
- (オ) ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザビリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト 運用ガイドライン*1」を参考に以下の取組を実施すること。
 - ・日本産業規格 JIS_X_8341-3:2016^{※2} の適合レベル AA に準拠^{※3} することとし、1 年に 1 回、試験の実施と公開を行うこと。
 - ・ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(上記 JIS に基づく試験実施後などに、必要に応じて適時改定すること)。
 - ・1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表*1」を公開すること。
- (カ) ホームページの作成に当たっては、「札幌市公式ホームページガイドライン」を遵 守すること。
- ※1 総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html) より入手可能。
- ※2 JIS 規格の改定が行われた場合は、最新の規格に対応すること。
- ※3 「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016年3月版 (http://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/)」で定められた表記による。

(2) 引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間の満了の日までに、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等を 作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引き継ぎを行う。また、新旧指定管 理者は、業務引継の完了を示す書面を取り交わし、その写しを札幌市に提出する。

◇要求水準

- (ア) 引継ぎは、自閉症者自立支援センター等利用者の利便性を損なわないよう、新指定 管理者及び本市と協力して行うこと。
- (4) 引継ぎには、別途札幌市との協議により定める内容を含めること。
- (3) その他自閉症者自立支援センター等の管理業務に付随する一切の業務

第5 その他留意事項

(1) 新たな施設の設置に関する事前協議及び目的外使用許可等について

指定管理施設内(敷地を含む)に新たに施設を設ける場合には、その内容により、事前に協議が必要となる場合や、札幌市公有財産規則等に基づく行政財産の目的外使用となる場合があることから、事前に札幌市へ相談し、指示に基づいて、別途事前協議又は使用許可申請を行うこと。

(2) 改修工事・大規模修繕について

指定管理期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕のため施設の休館を要する場合がある。改修・修繕計画については札幌市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途その都度札幌市より協議を申し入れることにするので、協力すること。

自閉症者自立支援センター等管理運営業務 業務毎の届出・記録・報告事項一覧

- ・項目欄の記号は、「第4業務の内容と要求水準」の各項目に対応している。
- ・業務の全体に関する報告書類については、仕様書「第4-1-(10)-ウ」によること。
- ・「概要等」欄の記載事項は、各記録・報告事項に含まれる必要のある内容を示す。指定管理者がその他 の内容を含んでも差し支えない。
- ・区分欄の「届出」は届出の必要があるもの、「報告」は毎月、毎年の業務終了後に報告・提出するもの、 「記録」については、適宜記録し、札幌市が求める場合には閲覧できるよう、保管・整備されている 必要があるものを示す。なお、届出、報告の時期等については備考欄を参照すること。
- ・記録の作成については、業務実施方法と併せて合理化・集約等しても差し支えない。ただし、概要欄に記載する内容は必ず記録されること。
- ・これらのほか、業務内容に応じて関係条例等に基づく届出が必要な場合があるので留意すること。
- ・なお、届出、報告された文書等については、札幌市情報公開条例に従い公開されることがある。

	_			区分					
項目	事項	概要等	届出	報告	記録	備考			
1 統括	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
(1) 管	(1) 管理運営業務の基本方針								
	基本方針	_	0			変更した場合変更後2週間 以内に届出			
(2) 平	-等利用の確保		•	•	•				
	平等利用確保の 方針		0			変更した場合変更後2週間以内に届出			
	平等利用確保に 向けた取組項目 の実施記録	各取組項目の実施状況			0				
(3) 地	球温暖化防止対策	及び環境配慮の推進							
ク	省エネルギーに 係る業務計画		0			業務開始時に提出 変更した場合、速やかに届 出ること。			
	エネルギー等使 用実績集計・管 理票	札幌市環境マネジメントシステムマ ニュアル 様式 2		0		毎年5月31日までに報告			
	温室効果ガス集 計表	札幌市環境マネジメントシステムマニュアル 様式4		0		毎年5月31日までに報告			
(4) 管	理運営組織の確立								
ア	統括責任者	_	0			業務開始時			
	組織図	業務分担、指揮命令系統、緊急時の 連絡系統、その他が一覧できるもの	0			変更した場合変更後2週間以内に届出			
7	職員採用・配置 計画	組織に応じた職員の採用、配置計画	0			採用方法、採用時期、職種、 必要な資格等について区分 変更した場合変更後2週間 以内に届出			

1百口	事項			区分		備考
項目	争垻		届出	報告	記録	1
イ	勤務記録	職員毎の勤務日、勤務時間、休暇日、				職員の所属部署毎に記録
	#1 75 -1 N3 E5	その他職員の勤務状況の記録				
	勤務記録一覧	職員毎の勤務日数、休暇取得数の一覧			0	月毎、部署毎に集計して作成
ウ	研修計画	見	0			月X.
	研修等の実施履	研修の実施日、内容、参加人数、講				
	歴	師等、その他必要な事項				
工	労働関係法令に	法令上必要な届出の一覧とこれが完				業務開始時及びその後に届
	関する届出状況	了した(又は既に完了している)旨		0		出を行った場合に文書によ
		の報告				り報告
(5) 管	理水準の維持向上	に向けた取組				
	業務の見直し履	業務の見直し方法に基づき行った見			0	
	歴	直しの経過、結果				
	三者に対する委託			_		
ア		第三者に対する委託業務の業務名、				毎年度終了後に報告
	委託業務一覧表	発注日、契約日、受託事業者名、契				
		約額、見積書を徴収した事業者名と 各見積額、履行完了日、指定管理者		0		
		付兄傾領、優打元」口、相足官連右 側の担当責任者、その他特記事項等				
1	第三者に対する	第三者に対する委託業務の指揮命令				見積書、契約書、その他委
•	委託業務履歴	系統、指定管理者が行った指導、指				託業務契約に関連する文書
		示、検査、確認等の日時、内容、受				と併せて整備・保存するこ
		託者から提出された報告、その他の				と。
		管理監督の履歴				
ウ	協定に関連する	協定に関連する契約の相手方が暴力				直ちに札幌市に報告し、そ
	契約の相手方が	団員又は暴力団関係者であると判明				の指示に従って、必要な措
	暴力団員又は暴	した場合の対応等		0		置を講ずること
	力団関係者であると判明した場					また、その対応記録を作成すること
	合の報告、記録					9 5 6
(7) 村	視市及び関係機関	 との連絡調整等				
ア ア	協議会の記録	協議会の結果概要(日時、場所、議題、				報告後1週間施設において
		参加者、協議結果、その他)		0		掲示すること。
イ	関係機関一覧表	関係機関の一覧				少なくとも毎年度一回見直
			0			し、変更の場合速やかに届
						出ること。
	関係機関との連	連絡調整の相手、日時、概要等				事業日誌に記載
(0) H-	格調整記録 + 35					
(8) <u>財</u>	予算実行計画書	札幌市に提出した収支計画及び事業				毎年度の管理運営業務開始
'	1 并大门可凹置	社幌川に近山した収文計画及び事業 計画に対応する月毎かつ事業毎の経				世中及の官垤連呂未傍開知まで
		曹四に対応する万世がフ事采成の程 費の支出予定	0			6
	資金計画書	札幌市からの指定管理費、利用料金				毎年度の管理運営業務開始
		収入、その他本業務に充当する資金				まで(予算実行計画書と対
		の月毎の調達計画を記載				応させること)

香口	ᆂᅸ	概要等	区分			備考
項目	事項		届出	報告	記録	
	資金管理の点検	指定管理者の定める方法に従い記録				監査報告等によることも可
	記録				\perp	
1	現金取扱規定	_	0			
(9) 苦	情対応					
	苦情への対応手続		0			策定、変更した場合 2 週間 以内に届出
	苦情記録	受付日時、申立者の氏名及び連絡先				分類は、指定管理者におい
		(可能な場合)、申立の方法、受付者				て適宜設定して差し支えな
		及び所属部署、苦情等の対象部署、			0	V
		苦情の内容、対応の経緯と結果、苦				
		情等の内容に応じた分類				
(10) 言	記録・モニタリング					
イ	・業務、財務の					改善計画書を提出した項目
	セルフチェック	実施とその記録作成及び結果報告。				については、一定期間後に
	・改善計画書の	・セルフチェックの結果、改善が必	0	0	0	再度セルフチェックを行い
	提出	要な項目について、改善計画書を提				その結果についても報告す
		出。				ること
	・設備等の維持管					
	設、設備等の維持		T			
ア	清掃日報	・定期清掃:毎日の業務における清				第三者への委託により実施
		掃の従事者、清掃実施時間及び回				した場合、受託者作成の報
		数、特記事項				告に加え、必要な事項を記
		・対応清掃:施設利用者等からの連				録(第三者に対する委託業
		絡又は要求の受付者(部署)、日時、 要求の根系みび内容等、対応時間				務履歴と併せて保管)する ことも可
		要求の場所及び内容等、対応時間 及び結果				ことも円 産業廃棄物を処理する場
		及い相米 ・廃棄物収集処理:作業の概要等				
		一				要な記録が行われるととも
						に作成された帳票が保存さ
						れること
	計画清掃記録	計画清掃を実施した日時、作業内容、				第三者への委託により実施
	P. P. III 1111 HOSSI	作業への従事者、作業の結果に関す				した場合、受託者作成の報
		る特記事項等				告に加え、必要な事項を記
					0	録(第三者に対する委託業
						務履歴と併せて保管)する
						ことも可
イ	警備計画		0			
	警備日報	・毎日の業務における従事者、業務				同上
		概要				
		・毎日の事故、秩序を乱す行為等へ				
		の対応状況(施設利用者等からの				
		連絡又は要求があった場合はその				
		受付者、対応の日時、場所、内容			0	
		等、対応に要した時間)				
		・毎日の開館及び開錠時間、閉館及				
		び施錠時間、施錠時間帯における				
		出入記録、その他開館、閉館に関				
- TE C	± - ∓	する特記事項				/# +v
項目	事項	概要等		区分		備考

			届出	報告	記録		
ウ	保守点検業務記	保守点検設備等、実施者(第三者へ委				第三者への委託により実施	
	録	託した場合は受託者名)、実施日時、				した場合、受託者作成の報	
		実施内容、実施結果(部品交換の内容				告に加え、必要な事項を記	
		も含む)、各保守点検業務に要した費				録(第三者への委託業務履	
		用				歴と併せて保管) すること	
						も可	
工	破損、故障等の	・破損、故障等の連絡又は発見の日				報告は遅滞なく行うこと。	
	概略	時、連絡(発見)者の氏名					
		・実際の状況を確認した日時		0			
		・破損、故障等の概略					
	修繕業務実施記	・修繕の実施日、実施者(第三者へ委				第三者への委託により実施	
	録	託した場合は受託者名)及び実施				した場合、受託者作成の報	
		内容、経費				告に加え、必要な事項を記	
		・使用した設計図、完成図等				録(第三者への委託業務履	
		・原因その他特記事項				歴と併せて保管)すること	
		※貸与する施設の図面に該当する部				专可	
		分がある場合にはこれらの図面に				使用した設計図、完成図等	
		反映させること				については札幌市に提出	
	業務情報インポ	様式				建築部所定の様式のもの	
	ートシート						
オ	備品の不具合へ	・不具合の連絡又は発見の日時、連					
	の対応記録	絡(発見)者の氏名					
		・実際の状況を確認した日時					
		・不具合等の概略と対応の結果					
	備品点検の記録	点検者、点検日時、点検対象、点検					
(0) 71	// N/ 75-	結果(備品の有無、対応)		L			
(3) 防	災業務						
	防災計画		0				
		訓練及び研修の実施日時、概要、参				毎年度の報告に含めて報告	
0 + 344		加者数及び参加者の概略	<u> </u>				
	の計画及び実施に						
(1) 札		支援センターに関する業務				明を与みて「打損士方明点	
	業務報告書	職員体制、利用状況、待機者数、施				別途定める「札幌市自閉症	
		一設の維持管理等				者自立支援センター等業務	
(2) +1		 障害支援センターに関する業務				報告書」を毎月提出	
(2) 札	際の日闭症・発達 業務報告書	障舌又振センダーに関する業務 職員体制、各種相談件数、相談方法、				別途定める「札幌市自閉	
	耒務報宣書 						
		研修実績等				症・発達障害支援センター	
(17 41)	利用件数の記録	・利用件数、延べ利用日数、利用人					
	111111 3人 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	数等			0		
L		2/1 14	<u> </u>		<u> </u>		

1 日常清掃の要求水準

(1) 定期清掃

ア 自閉症者自立支援センター等の開館日に定期的に清掃を行い、表1の状態が維持されること。

(2) 対応清掃

ア 自閉症者自立支援センター等の開館時間中、利用者その他からの連絡等に応じて、清掃を行うこと。

イ 業務の水準は、表1とする。

(3) 共通

アートイレの清掃時には、消耗品の交換を行うこと。

イ 揮発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として使用しないこと。

表 1

要素	要求水準	備考(場所等)
床	・ゴミ、埃、綿ゴミ、紙くず、ガム等が無く、水やその他の液体	センター内
	がこぼれていない状態であること。	
	・埃取りマットに、こびりついた埃、土、シミ等が無いこと。	
	・備品等の移動に伴うキズ等がないこと。	
	・シミ、汚れ跡がないこと。	
	・カーペットは縮み、色落ちが無く、均等な見栄えであること。	
	・研磨剤、その他のものが、通路や各室内、それぞれの端や隅に	
	残されていない状態を保つこと。	
	・研磨機による傷が付いておらず、全体が同質の光沢であること。	
壁、天井	・埃、チリ、糸くず、落書き、クモの巣などが無い状態であるこ	センター内
	と。	
	・ポスターの貼り付け、備品や機材の設置等による跡がついてい	
	ないこと。	
窓、ドア	・外部、内部のガラスの表面に拭き取り後の縞、汚れなどがない	センター内
	状態であること。	
	・ドア枠や、レール等がきれいで、ゴミが無く、チリ、砂、テー	
	プの跡やシミなどが無い状態であること。	
環境	・各室、通路は、片付いていること。また、非常口、非常ドアの	センター内
	利用が妨げられていないこと。	
	・不快な臭いがしないこと。	

2 計画清掃の要求水準

- ア 休館日に、表2に示す内容に従い清掃計画を立て、当該計画に基づいた清掃を行うこと。
- イ 揮発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として 使用しないこと。

表 2

要素	内容・水準	頻度	備考
○床		年2回程度	
・タイルカーペット	洗浄		
・石材	洗浄、ワックス塗布		
・フローリング	ワックス塗布		
○照明	各設備の表面に埃、塵、カビ、油	年4回程度	取り外しによ
○換気扇	汚れが無いこと。		る洗浄等を基
○レンジフード			本とする
○空気清浄機			
冷蔵庫	内部に埃、塵、カビ、油汚れ、水	月6回程度	
	垢が無いこと。		

3 廃棄物収集処理の要求水準

- ア 自閉症者自立支援センター等の廃棄物により、施設の利用環境、近隣住民の生活環境が悪化しないこと。
- イ 表3に示す内容に従い廃棄物を収集、保管・管理、処理すること。
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例及 び同条例施行規則、その他の関係法令を遵守すること。

表3

要素	水準	備考
廃棄物業系一般原積場に運搬理すること・収集した整理、整理・集積場所に	ごン、缶、ペットボトル、生ゴミ等の事 軽棄物は、分別・収集し、所定のごみ集 般・集積し、札幌市指定の方法により処 さ。 ゴミを集積場所に保管する際には、分別 頁がされていること。 は、ゴミの散乱、悪臭の発生、ねずみや き生が無いこと。	個人情報保護条例第 11 条

警備業務の標準

1 施設内の秩序維持

- ア 館内の巡視により以下の対応等を行うこと。
 - ・不審者の侵入、利用者への迷惑行為その他の不審な行動、不審物の放置など、自閉 症者自立支援センター等の秩序をみだす行為等を未然に防止すること。また、当該 行為等があった場合には適切な対応を行うこと。
 - ・放置物の除去等により避難誘導動線を確保すること。
 - ・各室の施錠を確認すること。
 - ・節電の観点から不要な電灯は消灯すること。
 - ・火器を使用する箇所の火の元及び器具のスイッチ等を確認し、消し忘れを防止する こと。
- イ 急病、事故、災害発生時、トイレ非常呼出、防災・防炎扉の非常作動など各種警報 装置の作動があった場合に、適切な対応をすること。
- ウ ア、イに関して、利用者、職員その他からの通報があった場合には、3分以内に現場に急行すること。

2 開館、閉館及び出入りの管理

- ア 表1に示すとおり出入口が開錠、施錠され、これらについて確認が行われていること。
- イ 開館及び開錠時間、閉館及び施錠時間について、利用者に必要な案内が行われていること。
- ウ 表1の開錠、施錠時間については、札幌市との協議のもと、利用者の利便性には特 に配慮した対応をすること。

また、事業等の必要性に応じて、利用者及び職員の入出館が確保されること。施錠時間帯の入出館者、時間、その他について記録されること。

エ 鍵は複製しないこと。また、鍵の紛失が防止される管理方法が明確化され、徹底されること。

表 1

場所	開錠時間	施錠時間	備考
正面玄関	7:00	21:00	
職員用玄関	_	_	常に施錠。必要に応じ開閉すること。

保守点検業務の標準

1 業務の項目

保守点検業務においては、施設等の内容に応じて、以下の点検等を行うこと。

- (1) 日常点検
 - ア 外観等の目視点検
 - イ 作動状況の点検
 - ウ 安全性の確認ほか
- (2) 定期点検
 - ア 法令上の点検、検査、調整及び分解整備
 - イ 自主的な専門事業者による点検、検査、調整及び分解整備
- (3) 小規模な修理
 - ア 消耗品及び消耗部品の交換
 - イ 軽微な危機の調整
 - ウ 補修ほか

2 業務の標準

日常点検時に気付いた点については、必要に応じ本市に報告し、対応すること。定期点検や小規模な修理については、維持管理業務計画に基づき行うこと。